

令和3年度景観審議会（第1回緑豊かな環境形成部会）

日時：令和3年12月1日（水）15:15～16:45

場所：兵庫県庁西館3階 大会議室

次 第

1 あいさつ

2 議 事

丹波篠山市宇土地区における整備計画の認定について（諮問）

令和3年度 景観審議会 第1回緑豊かな環境形成部会議事要旨

日時：令和3年12月1日（水）15:15～16:00

場所：兵庫県庁西館3階大会議室

令和3年度景観審議会（第1回緑豊かな環境形成部会）において、丹波篠山市宇土地区における整備計画の認定について諮問を行い、答申を受けた。

1 出席者

委員定数9名中6名の出席があり定足数に達していることから、部会は成立した。

2 内容

丹波篠山市宇土地区における整備計画の認定について（諮問）

3 議事録署名委員

桜間委員を指名

4 議事（要旨）

丹波篠山市宇土地区における整備計画の認定について（諮問）

県民局より緑条例に基づく「丹波篠山市宇土地区」の整備計画の認定について、縦覧結果（令和3年9月28日から10月11日まで）の報告及び事前審（令和3年3月26日開催）での意見に対する考え方を中心に説明を行った。

委員： 1点目は、事前審では、④集落保全区域が非常に魅力的であることを全員で共有した。資料にもあるように、水路景観が重要であるということが議論されたかと思う。現地視察の際、民地に井戸が見受けられたが、それも資源として計画に位置づけても良いのではないかと感じた。

2点目は、⑦公園緑地区域は交流の場として利用されていくであろうが、今後公園整備を進めていくにあたって、一般的な街区公園に設置されているような遊具ではなく、景観にマッチする遊具を検討していただきたい。例えば、木製遊具や手作りの遊具を設置したり、あるいは自然そのものを遊具としたりするなど、景観に配慮していただけたらと思う。

3点目は、これも前回の議論にあったと思うが、新規の住宅と農村景観とが違和感なく溶け込む風景にしていくためにも、庭景観つまり緑のある景観創りが重要であるので、民地の開発をコントロールするのは難しいかもしれないが、住民の方に意識付けする活動を推進していただきたい。

事務局： 1点目の水路景観について、大切な資源であることは十分認識している。道路幅は今すぐには難しいが、整備が具体的になれば前回審議会でも議論いただいた水路を保全すべきとのご意見を踏まえて検討を進めたいと考えている。また、井戸について、当整

備計画に特別位置付けはないが、既存の井戸は生活用水として現役利用されているため、これからも保全されていくと考えている。

2点目の⑦公園緑地区域の施設について、まだ具体的な計画はないので、今後検討を進めるにあたってはご意見を参考にさせていただきたい。

3点目の新規住宅の庭景観については、ご指摘のとおり個人の住宅であるためどこまで協力いただけるか分からないが、地区整備計画の内容に賛同いただけるような取組ができればと考えている。

委員： 『①幹線道路』に『②幹線道路（沿道並木路線）』が突きあたり丁字路になっているが、現状はその先にも道が続いており交差点のような形状になっている。交差点の南西部⑦公園緑地区域は公園になり、北西部⑧第1緑住区域は住宅が立地する計画であるため、交差点を中心に雰囲気は全く違った街区が形成されることが懸念される。景観を考えたときに街角の風景は重要であるため、この交差点で創出したい風景をあらかじめ用意しておく必要があるのではないかと。⑦公園緑地区域は、道路との関係性を創っていけばそれなりにうまくできそうだが、一番懸念されるのが、交差点北西部分⑧第1緑住区域の角で、現状は視界が開けた風景が広がっているが、将来、交差点ギリギリの位置まで小規模の住宅が立地する可能性があるため、角を演出するアイデア、交差点や街角を創る工夫が必要ではないかと思う。

事務局： 資料3整備計画（案）の7ページのとおり、幹線道路沿いにはセットバックの義務付けに併せて、植栽の基準も設けている。幹線道路と住宅の間に緩衝ができることで通りの雰囲気を演出できたらと考えている。

部会長： 幹線道路沿いの景観への配慮は、実際の計画申請があったときにセットバックや植栽について指導するということが良いか。

事務局： はい。

委員： この地域は住宅開発が進んでいくと見込まれると考えて良いのか。また、里づくり協議会には新興住宅地の住民も参加されていると聞いたが、話し合いには積極的に参加されて計画は理解されていると考えて良いのか。

事務局： ⑪第2住商業務区域は住宅立地が進んでおり、今後も宅地開発が見込まれることから、今回整備計画を作成し、開発を誘導していく区域と保全する区域のゾーニングを行った。また、新興住宅地の住民の方にも里づくり協議会に参加してもらい、計画策定に参画いただいている。これからも新旧集落相互で意見交換をしながらまちづくりを進めていただくと考えている。

委員： 宇土観音がある山手から宇土地区を見渡すと、地区外の周辺地域も眺望できるが、何軒か商業施設で色彩の鮮やかな建物が目に入ってきた。それらの建物は、建て替わる時

に丹波篠山市の景観計画や緑条例の基準が適用されて、何らかの指導があると考えてよいか。

事務局： 地区外のため宇土地区の基準は適用されないが、次に建て替わるときには建築物の意匠等について助言をして協力を仰げたらと考えている。

部会長： それでは、丹波篠山市宇土地区における整備計画の認定について、妥当である旨答申することとする。